



2025年4月28日

各 位

会 社 名：株式会社ヤマナカ
代表者名：代表取締役社長 中野義久
(コード番号：8190 名証メイン)
問合せ先：執行役員経営企画室長 打田稔
(電話番号：052-413-7232)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月11日開催予定の当社第68回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本日2025年4月28日付の「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2025年6月11日開催予定の当社第68回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等所要の変更を行うものであります。
- (2) 資本政策および配当政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議によって行うことができるよう変更案第34条を新設し、あわせて変更案第34条の一部と内容が重複する現行定款第7条の削除等所要の変更を行うものであります

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025 年 6 月 11 日（水）

定款変更の効力発生日 2025 年 6 月 11 日（水）

以 上

下線は変更箇所を示しています。

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> 第5条 (条文省略) 第2章 株式 第6条 (条文省略) <u>(自己の株式の取得)</u> <u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u> 第8条～第12条 (条文省略) 第3章 株主総会 第13条～第18条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、12名以内とする。 (新設)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u> 第5条 (現行どおり) 第2章 株式 第6条 (現行どおり) (削除) 第7条～第11条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、12名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>

現行定款	変更案
(取締役の選任方法) 第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略) (取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設) (代表取締役および役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、<u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。 (相談役) 第 23 条 取締役会は、その決議によって相談役をおくことができる。 第 24 条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。た	(取締役の選任方法) 第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) (取締役の任期) 第 20 条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役および役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長および取締役社長各 1 名を定めることができる。 (相談役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって相談役を置くことができる。 第 23 条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる

現行定款	変更案
だし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (新設) 第26条～第27条（条文省略） （取締役の報酬等） 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 （取締役の責任免除） 第29条 （条文省略） 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、当該<u>社外取締役</u>の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 <u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>（監査役の員数）</u> 第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。 <u>（監査役の選任方法）</u> 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行	る。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 <u>（重要な業務執行の決定の委任）</u> 第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって<u>重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> 第26条～第27条（現行どおり） （取締役の報酬等） 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> （取締役の責任免除） 第29条 （現行どおり） 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、当該取締役の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 （削除） （削除） （削除）

現行定款	変更案
<u>う。</u> <u>(監査役の任期)</u> <u>第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>(常勤の監査役)</u> <u>第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> <u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> <u>(監査役会規程)</u> <u>第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> <u>(監査役の報酬等)</u> <u>第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> <u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、当該社外監査役の同法</u>	(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)

現行定款	変更案
<u>第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>	
(新設)	<u>第 5 章 監査等委員会</u>
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第 30 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新設)	<u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第 6 章 計算	第 6 章 計算
第 38 条 (条文省略)	第 33 条 (現行どおり)
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第 34 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(剰余金の配当の基準日)	<u>(剰余金の配当の基準日)</u> <u>第 35 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 20 日とする。</u>
第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 20 日とする。	<u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 20 日とする。</u>
(新設)	<u>3. 前 2 項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
(新設)	

現行定款	変更案
<u>(中間配当)</u> <u>第 40 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 20 日を基準日として中間配当を行うことができる。</u> 第 <u>41</u> 条 (条文省略) (新設) (新設)	(削除) 第 <u>36</u> 条 (現行どおり) <u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第 1 条 当社は、第 68 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>